

# 我が社における自主保安活動(優良販売業者編)



岩谷産業株式会社 宇都宮支店

飯田 宏

## 1 会社概要

1930年5月5日 岩谷直治商店として創業

1945年2月2日 岩谷産業株式会社の設立

LPガス、カセットこんろを中心としたエネルギー事業と、水素などの創業以来の産業ガス事業を基幹として、それらから派生した機械、溶材、電子機器、マテリアル、食品など幅広い分野で事業展開を図っている。

宇都宮支店は、栃木県内のユーザーに対し、各種産業ガス・産業機械及び溶材商品の販売を行っている。なお、エネルギー事業を担う、エネルギー宇都宮支店も同一拠点で事業を行っている。

## 2 直近の表彰履歴

2015年度 栃木県知事表彰 優良販売業者

2018年度 高圧ガス保安協会会長表彰

優良販売業者

## 3 保安に対する考え方

高圧ガス販売事業においては、保安が最も重要と言っても過言ではない。当社では、このための保安教育について力を入れており、以下のような活動を行っている。

- 1) 当社従業員への販売事業者として必要な保安教育の実施
- 2) 高圧ガスを充填している工場の従業員への保安教育、自主的な保安活動として防災訓練の実施
- 3) 高圧ガスの配送に携わる方々への保安教育
- 4) ガスをご使用になるお客様へ積極的に働きかけ、保安講習の実施

## 4 保安教育の内容

保安教育の内容としては、以下のとおりである。

### (1) 当社従業員への教育

高圧ガス販売事業者として、お客様に安心・安全をお届けできるよう、法令順守と事故撲滅が最重要と考えている。そのためには販売事業者として必要とされる知識の習得を徹底している。

具体的には、お客様へ供給設備を設置する場合に必要となる、高圧ガス製造、貯蔵、消費に係る法規制について、第一種製造・第二種製造の基準、第一種貯蔵・第二種貯蔵の基準、特定消費者の基準、その他貯蔵・消費の基準などのすべてについて、さらにお客様が

必要とされるガスの消費量から、上記のいずれの規模になり、その場合にかかる規制、必要となる具体的な確認事項、納期から逆算して何時頃には行政折衝をスタートしなければならないかなどについて教育を行っている。

当社では社員に乙種機械の取得を推奨している。そのため、総合職の新入社員には人事研修時に全員に徹底した社内教育が施され、取得率も高い。支店においても、必要に応じ社内教育を行い、目標達成の支援を行っている。

一般事務職員には任意ではあるが、第一種・二種販売主任者取得を奨励し、都度必要に応じ社内教育を行っている。

## (2) ガス充填工場従業者への保安教育

事故防止として、以下の活動がなされている。

- ・ヒヤリ・ハット事例の収集、全国での情報共有
- ・危険予知トレーニング
- ・指差呼称の徹底

ガスの性質は当然として、工場設備である液相ポンプやガスコンプレッサの取り扱い上の注意点等も教育され、事故を防止し設備不具合を起こさず、ガスを安定供給できる体制の強化が図られている。

高圧ガス充填工場においては年1回防災訓練が行われている。

散水設備による消火訓練、水害による容器流出防止を意図した容器固縛訓練等、充填工場のハザードマップから読み取った災害予測などに応じて工場ごとにテーマを決め行い、有事の備えとしている。

さらに、当社が基幹センターと位置付ける工場には、非常用発電機が整備されているが、

それらの週点検や月例点検、年1回以上の負荷訓練を行うことで、BCPの強化が図られている。

## (3) 配送員の方々への教育

関係会社である岩谷物流を中心に、直系物流会社及び協力会社の経営者、運行管理者、乗務員といった階層別の教育を施すとともに、実際のドライブレコーダー映像を活用し「ヒヤリ運行」を目の当たりにさせるなどの教育を実施している。

LPガス配送会社では、年1回の配送員研修を全事業所で実施している。

研修は配送課長が助手席に乗り実際に配送員の業務を採点する方式で行い、運転マナー、高圧ガスの移動基準順守、お客様先での容器交換時では挨拶、交換時点検、周囲の清掃までを一通り行うことを標準的な方法として実施している。

指差呼称を徹底し、確実な作業を行うことこそが無事故・無違反の原点であることを、繰り返し教育している。

人に見られなくても実践するようにならなければ意味がないので、定着するべく今後も継続して実施していく。

## (4) お客様への保安講習

ご使用のガスの性質、過去の事故事例を紹介し、事故未然防止の啓発に努めている。

また、高圧ガス供給設備の構造・留意点を説明し、取り扱いについて注意を促している。

法令順守も重要と考え、高圧ガスを取り扱う上で課せられる各種法規制はもちろん、労働安全衛生法上必要とされるリスクアセスメント実施の義務や、消防法上の危険物との距離等の説明を行っている。

また、具体的な保安業務の実践も重要とされており、以下のような活動がなされている。

#### ① 充填工場・配送拠点の保安に係る年1回の確認（イワタニ工場安全評価システム）

当社では、各支社ごとに配属されている保安専門の社員により、年1回工場の評価が行われている。

主観的な評価に陥ることがないようにするため、評価項目・判断基準が明確化された評価リストに基づき評価が行われている。項目としては、高圧ガス保安法は当然として、貨物自動車運送事業法、危険物（主に灯油）に係る消防法及び労働安全衛生法等の法令順守に係る項目は可能な限り網羅されている。

さらに、高圧ガス設備、構内建築物、各種機械類の経年劣化の状態についても評価が行われ、年度毎の設備更新計画などにも使用されている。

これらのPDCAサイクルを回すことにより、工場の安全操業と法令順守が担保されている。

#### ② 販売拠点の保安業務実施状況の確認

高圧ガス販売事業者として行うべき業務はさまざまであるが、当社では特に販売先保安台帳の作成・定期整備、周知文書・安全デー

タシートの適正配布が重要であると考え、年2回前述の保安専門社員が確認を行って、整備、配布を促すことになっている。結果は販売主任者に報告され、必要な対応がなされることになる。

### 5 今後の抱負

高圧ガスに係わる保安への取組みは、水準としてここまでくればよしというものでなく、期間としてこれで終わりということもない、永遠のテーマだと考えて活動している。

そのためには、一にも二にも教育が重要と考え、上記のような取組みを続けている。

昨今の異常気象により、さまざまな災害がいつ起こるかわからない大きな地震もいつ起きても不思議ではない。そのため、常日頃から災害に対する備えが必要であろう。そのためにも、これまで述べてきたような教育や訓練を繰り返し行い、少しずつでもレベルアップをし続けることが重要だと考えている。

地道ですぐに効果が見えるものではないが、少しでも地域社会に貢献でき、皆様から選ばれるガス供給会社であるよう精進してまいりたい。

飯田 宏（いいだ ひろし）